

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位：千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	2,252,639	1	3	750,879
		(変電所・電気事業用)	1,273,215	2	3	848,808
第 2 項		(新線構築物)	1,210,965	3	4	908,225
		(新線立体交差化施設)	1,474,889	3	5	884,932
			17,991,099	1	3	5,997,033
			53,309,891	2	3	35,539,924
第 3 項	(ガス事業用資産)		12,146,506	1	6	2,024,418
			18,814,394	1	3	6,271,465
第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)		225,663,926	1	3	75,221,369
			112,162,562	2	3	74,775,097
第 5 項	(外航船舶)		46,085,281	1	2	23,042,632
			25,090,090	1	6	4,181,677
第 6 項	(内航船舶)		3,204,868	1	4	801,217
			274,791,204	1	2	137,397,717
第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))		2,887,160	1	6	481,190
			-	1	5	-
第 8 項	(国際路線用航空機)		-	2	15	-
			-	1	10	-
第 9 項	(離島路線用航空機)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 10 項	(小型離島航空機)		-	1	4	-
			178,266,139	1	2	89,140,444
第 11 項	(日本放送協会)		19,405,152	1	3	6,468,377
			12,754,661	2	3	8,503,087
第 13 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 14 項	① (青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	18	-
			-	1	9	-
			-	1	36	-
第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	18	-
			-	1	8	-
第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	1	10	-
			-	1	6	-
第 17 項	(海洋研究開発機構)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 18 項	(熱供給事業用資産)		-	5	6	-
			13,103,468	1	3	4,367,820
第 19 項	(水資源機構)		2,219,341	2	3	1,479,561
			5,156,936	1	3	1,721,480
第 20 項	① (特定地方交通線)		571,361	2	3	380,906
			62,084,453	1	3	20,694,808
第 21 項	② (新線構築物)		16,619,089	2	3	11,079,381
			96,856,806	1	2	48,428,517
第 22 項	③ (新線立体交差化施設)		29,167,038	3	4	21,875,278
			1,045,268	1	4	261,317
第 23 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1	12	-
			-	1	6	-
第 24 項	(日本放送協会)		-	1	24	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第 三	第 21 項	(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	34,187,046	1	3	11,395,773
	第 22 項	(科学技術振興機構)	1,163,627	2	3	775,754
	第 24 項	(関西国際空港株)	15,495,311	1	2	7,747,661
	第 25 項	(特定鉄道路線構築物)	22,733,259	1	2	11,366,630
	第 26 項	(信用協同組合等)	-	1	4	-
	第 27 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	2	-
	第 28 項	(中部国際空港株)	738,486	3	5	443,064
	第 29 項	(外国貿易用コンテナ)	3,732,948	3	4	2,799,713
	旧第 13 項	(立体交差化施設)	1,332,816	3	5	799,687
	旧第 18 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	30,557,940	1	2	15,278,970
百	旧第 19 項	(地下道又は跨線道路橋)	27,966,680	4	5	22,373,320
	旧第 21 項	(車庫構築物・立体交差化施設)	-	-	-	-
四	旧第 23 項	(農業・食品産業技術総合研究機構)	610,985	2	3	407,323
	旧第 25 項	(日本電気計器検定所)	236,453	4	5	189,160
	旧第 26 項	(日本消防検定協会)	4,261	1	2	2,130
	旧第 27 項	(小型船舶検査機構)	-	1	3	-
十	旧第 28 項	(軽自動車検査協会)	221,952	1	3	73,984
	旧第 29 項	(社会保険診療報酬支払基金)	183,048	2	3	122,031
	旧第 30 項	(情報通信研究機構)	15,569	1	6	2,595
九	旧第 31 項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	281,112	1	3	93,706
	旧第 32 項	(雪崩・落石等対策設備)	113,252	1	6	18,874
条	旧第 33 項	(有線放送電話業務用資産)	228,302	1	2	114,148
	旧第 34 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	31,323	1	3	10,441
	旧第 35 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	10,316	1	6	1,719
	旧第 36 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	39,977	1	2	19,988
の	旧第 37 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	9,997	1	3	3,331
	旧第 38 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	1,716	1	6	287
三	旧第 39 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	90	1	2	45
	旧第 40 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	1,027,271	1	3	342,420
の	旧第 41 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	52,821	1	6	8,800
	旧第 42 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	919,195	1	2	459,519
三	旧第 43 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	3	-
	旧第 44 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	2	3	-
の	旧第 45 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	3,932	1	6	654
	旧第 46 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	17,424	1	3	5,809
三	旧第 47 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	3	4	-
	旧第 48 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	5	6	-
の	旧第 49 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	827	1	3	276
	旧第 50 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	29,408	1	6	4,901
三	旧第 51 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	1	2	-
	旧第 52 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	211,349	1	6	35,226
の	旧第 53 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	181,849	1	3	60,617
	旧第 54 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	700,841	1	2	350,522
三	旧第 55 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	133,202	1	6	22,200
	旧第 56 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	16,116	1	2	8,058
の	旧第 57 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	2,185	2	3	1,457
	旧第 58 項	(変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	-	-	-

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 1 項 (倉庫等)	247,747	1	2	123,874
		3,039,099	3	4	2,279,321
		8,918	5	6	7,431
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	-	7	8	-
		352,467,570	1	6	58,760,613
		149,981,451	1	3	49,991,791
		10,663,906	2	3	7,109,251
		33,429,171	1	2	16,714,585
		7,930,975	3	4	5,948,229
	第 3 項 (国内路線用航空機)	84,422	2	3	56,282
	第 5 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	5	-
		490,341	2	3	326,894
	第 6 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	529,285	4	5	423,427
(沖縄電力(株))		-	2	3	-
-		2	9	-	
-		4	9	-	
第 7 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	5	-	
	14,488	2	3	9,660	
	15,967	3	4	11,976	
第 8 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 9 項 (高度テレビジョン放送施設)	67,739,965	3	4	50,804,485	
	2,403,224	2	3	1,602,145	
	12,371,169	1	2	6,185,569	
第 10 項 (雨水貯留浸透施設)	28,730	1	2	14,365	
	27,678	2	3	18,452	
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	1,081,238	2	3	720,826	
第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	15,380,251	3	4	11,535,189	
第 13 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	② (新線構築物)	-	1	6	-
	-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
	-	1	6	-	
第 14 項 ④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-	
	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
	-	3	10	-	
第 15 項 (鉄道車両安全向上設備)	2,017,931	1	2	1,008,966	
	439,195	1	4	109,799	
第 16 項 (低床車両)	235,815	1	3	78,606	
	211,370	1	4	52,843	
第 17 項 (新造車両)	255,910	1	3	85,303	
	7,691,381	1	2	3,845,691	
	548,754	2	3	365,836	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 18 項 (PFI 公共施設)	6,294,360	1	2	3,147,179
	第 19 項 (都市利便施設)	5,171,347	1	2	2,585,674
	第 20 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 21 項 (国立大学校舎)	43,403,686	4	5	34,722,949
	第 22 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
附	第 23 項 (都市鉄道利便増進施設)	4,068,633	1	2	2,034,316
	第 24 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	118,607	2	3	79,071
	第 25 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	47,796,827	1	2	23,898,414
	第 26 項 (鉄道事業再構築事業)	4,535,406	3	5	2,721,243
	第 27 項 (バイオ燃料製造設備)	64,525,039	1	2	32,262,618
	第 29 項 (公共アプリ導入促進設備)	-	1	4	-
	第 30 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1,499,042	1	2	749,521
	第 31 項 (特定特殊自動車)	21,930	2	3	14,622
	第 32 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	2,076	3	4	1,557
	第 33 項 (津波対策に資する港湾施設等)	118,826	1	2	59,413
則	第 35 項 (津波避難施設等)	439,914	3	5	263,948
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	-	1	2	-
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	-	2	3	-
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	26,369,312	1	3	8,789,764
	旧 第 6 項 (緑化施設)	4,925,257	2	3	3,283,506
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	2,489,490	1	2	1,244,745
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	770,771	3	4	578,070
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	1,383,837	1	3	461,278
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	394,778	1	2	197,387
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	341,983	3	5	205,190
十	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	699,237	1	2	349,618
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1,097,891	2	3	731,925
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	131,179	1	2	65,590
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	22,304,746	2	3	14,869,800
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	1,089,045	5	6	907,534
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	6,671,486	2	3	4,447,649
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	1,191,843	2	3	794,562
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	1,945,009	3	4	1,458,759
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	352,319	4	5	281,856
五	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	31,746	5	6	26,453
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1,572	7	8	1,376
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	-	3	5	-
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	-	1	2	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	-	4	5	-
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	3	4	-
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	8,033	1	2	4,016
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	247,124	2	3	164,749
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	7,819,868	1	2	3,909,932
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	1,167,810	1	5	233,562
条	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	235,840	2	3	157,213
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	848,328	4	5	678,683
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	2,419,468	4	5	1,935,575

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	旧第17項	① (立体交差化施設)	-	1	6	-	
		② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-	
		③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-	
	旧第18項	(家畜排せつ物管理施設)	5,143,698	2	3	3,428,648	
			229,739	3	4	172,305	
	旧第19項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2,960,038	1	2	1,480,019	
	旧第20項	(水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項	(電気通信信頼性向上設備)	38,186,171	5	6	31,818,352	
			4,579,523	4	5	3,663,610	
	旧第20項	(貨物鉄道に対する貸付資産)	91,706	1	3	30,569	
			2,485,992	2	3	1,657,328	
	旧第21項	(共同研究施設)	978,971	1	2	489,485	
			3,143	1	2	1,572	
	旧第26項	(バリアフリー化改良工事)	-	3	4	-	
			451,256	2	3	300,838	
	旧第28項	(障害発生防止電気通信設備)	1,016,099	5	6	846,684	
	旧第28項	(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-	
			-	3	4	-	
	旧第29項	(旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第31項	(牛処理衛生設備)	356,004	1	2	178,002	
	旧第32項	(ICカードを利用するための機械)	1,044,047	3	4	783,030	
			852,327	4	5	682,213	
	旧第34項	(事業用太陽光発電設備)	11,082,852	2	3	7,388,699	
	旧第36項	(公共荷さばき施設)	-	1	2	-	
	旧第37項	(一般廃棄物処理施設)	1,286,870	1	2	643,434	
			9,410,514	1	4	2,352,628	
	旧第37項	(次世代通信網構築設備)	1,524,846	3	4	1,143,632	
			7,397,925	4	5	5,918,328	
	旧第39項	(テレワーク電気通信設備)	44,538	2	3	29,690	
	旧第45項	(地下駅火災対策)	1,007,091	2	3	671,394	
旧第46項	(地下浸水対策)	49,043	2	3	32,695		
旧第54項	(鉄道再生事業)	-	1	2	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	① (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	4	-	
		① (三島特例)	3,137,430	1	2	1,568,714	
		三九 島条 の特 例三 と各 項と 三第 百の 四連 十乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
			④ (新造車両)	-	1	12	-
			⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
			⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	3	-
			⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	12	-
			⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	6	-
	-		1	12	-		
	-	1	36	-			
	-	1	18	-			
	-	1	72	-			
	-	1	36	-			
	-	1	16	-			
	-	1	20	-			

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-	
			-	1 12	-	
			-	5 12	-	
			-	1 6	-	
法附則第十三条の二	第 1 項	承継特例と納法連乗	⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	3 8	-
			-	5 12	-	
			⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	3 10	-
			-	3 8	-	
			-	3 8	-	
法附則第十二条の二	第 2 項	三島・旧交付金法附則第17項・立体交差化施設	⑬ (変・送電用資産)	21,781	3 5	13,066
			-	-	-	
			-	3 10	-	
			-	-	-	
			-	-	-	
法附則第十二条の二	第 2 項	能登半島地震特例	(基盤整備事業)	4,614	-	2,308
			-	-	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
法附則第十二条の二	第 5 項	新潟県中越沖地震特例	(能登半島地震特例)	129,490	1 2	64,746
			-	1 2	-	
			-	1 3	-	
			-	1 3	-	
			-	1 2	2,258	
法附則第十二条の二	第 7 項	新潟県中越地震特例	(新潟県中越沖地震特例)	4,517	1 2	2,258
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
法附則第十二条の二	第 11 項	東日本大震災・津波被災	(東日本大震災・津波被災)	72,771,109	1 2	36,385,557
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
			-	1 2	-	
法附則第十二条の二	第 14 項	東日本大震災・居住困難区域	(東日本大震災・居住困難区域)	460,336	1 2	230,168
			-	1 3	4,411	
			-	1 4	-	
			-	1 4	-	
			-	1 4	-	
法附則第五十六条の二	第 4 項	第3項法附則第五十六条との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	13,234	1 3	4,411
			-	1 4	-	
			-	1 12	-	
			-	1 6	-	
			-	1 24	-	
法附則第五十六条の二	第 4 項	新線構築物	① (被災特定地方交通線)	-	1 12	-
			-	1 6	-	
			-	1 24	-	
			-	1 12	-	
			-	1 12	-	
法附則第五十六条の二	第 4 項	新線立体交差化施設	② (新線構築物)	-	1 24	-
			-	1 12	-	
			-	1 24	-	
			-	1 6	-	
			-	1 24	-	
法附則第五十六条の二	第 4 項	河川事業鉄軌道用資産	③ (新線立体交差化施設)	-	1 6	-
			-	5 24	-	
			-	3 16	-	
			-	3 20	-	
			-	3 20	-	
合 計			2,477,795,807	-	1,127,363,461	

(2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	444	1	3	148
		(変電所・電気事業用)	1,922	2	3	1,281
第 2 項	(新線構築物)		-	3	4	-
			-	3	5	-
第 3 項	(新線立体交差化施設)		12,994,402	1	3	4,331,468
			30,589,656	2	3	20,393,103
第 4 項	(ガス事業用資産)		6,832,202	1	6	1,138,700
			-	1	3	-
第 5 項	(農業協同組合等共同利用設備)		53,621,281	1	3	17,873,753
			26,327,724	2	3	17,551,808
第 6 項	(外航船舶)		15,098	1	2	7,549
			840,876	1	6	140,147
第 7 項	(内航船舶)		2,083	1	4	521
			68,169,571	1	2	34,084,759
第 8 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))		7,963	1	6	1,327
			-	1	5	-
第 9 項	(国際路線用航空機)		-	2	15	-
			-	1	10	-
第 10 項	(離島路線用航空機)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 11 項	(小型離島航空機)		-	1	4	-
			-	1	3	-
第 12 項	(日本放送協会)		71,599,918	1	2	35,805,741
			208,257	1	3	69,420
第 13 項	(日本原子力開発機構)		4,838	2	3	3,226
			-	1	6	-
第 14 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		-	1	3	-
			-	1	6	-
第 15 項	①(青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	18	-
第 16 項	②(青函・本四 新線構築物)		-	1	9	-
			-	1	36	-
第 17 項	③(青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1	18	-
			-	1	8	-
第 18 項	④(青函・本四 変・送電用資産)		-	1	10	-
			-	1	6	-
第 19 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 20 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	5	6	-
			179,453	1	3	59,816
第 21 項	(海洋研究開発機構)		11,673	2	3	7,782
			817,677	1	3	272,559
第 22 項	(熱供給事業用資産)		98,233	2	3	65,488
			55,089,083	1	3	18,363,021
第 23 項	(水資源機構)		12,883,148	2	3	8,588,759
			3,801	1	2	1,900
第 24 項	①(特定地方交通線)		-	3	4	-
			-	1	4	-
第 25 項	②(新線構築物)		-	1	12	-
			-	1	6	-
第 26 項	③(新線立体交差化施設)		-	1	24	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	11,075,106	1	3	3,691,696	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	338,140	2	3	225,424	
	第 24 項 (関西国際空港株)	6,955,156	1	2	3,477,575	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	2	-	
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	2	-	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	364,565	3	5	218,715	
	第 28 項 (中部国際空港株)	2,472,053	3	4	1,854,040	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	1,035,780	3	5	621,466	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	1	2	-	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	27,437,196	4	5	21,949,733	
百	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	510,764	2	3	340,508	
	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	159,511	4	5	127,607	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	3,382	1	2	1,691	
四	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	207,032	1	3	69,011	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	168,416	2	3	112,277	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	7,955	1	6	1,326	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	193,821	1	3	64,607	
十	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	90,362	1	6	15,060	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	173,550	1	2	86,774	
九	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	3	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	6	-	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	165	1	2	82	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	9,997	1	3	3,331	
条	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	1,716	1	6	287	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	90	1	2	45	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	323,832	1	3	107,945	
の	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	9,420	1	6	1,568	
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	215,698	1	2	107,848	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	1	3	-	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	2	3	-	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	1,038	1	6	173	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	2,226	1	3	743	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	3	4	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	5	6	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	3	-	
	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
三	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	2	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	1	3	-	
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	13,015	1	2	6,508	
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	2	-	
		-	2	3	-	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項 (倉庫等)	169,827	1	2	84,913	
		1,446,061	3	4	1,084,543	
		-	5	6	-	
		-	7	8	-	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	69,509,348	1	6	11,584,811	
		38,651,506	1	3	12,883,819	
		1,880,861	2	3	1,253,891	
		5,770,176	1	2	2,885,086	
		1,688,825	3	4	1,266,617	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	-	2	3	-	
	-	2	5	-		
	附	第 5 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	490,341	2	3	326,894
			529,285	4	5	423,427
則	第 6 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	(沖縄電力(株))	2	3	-	
		-	2	9	-	
	-	4	9	-		
	-	2	5	-		
	-	1	2	-		
	第 7 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1,259	2	3	840	
	-	3	4	-		
	第 8 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-		
	第 9 項 (高度テレビジョン放送施設)	29,081,900	3	4	21,811,407	
300,852	2	3	200,563			
768,405	1	2	384,198			
第	第 10 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-	
		13,333	2	3	8,889	
	第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	680,870	2	3	453,912	
	第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	14,478,465	3	4	10,858,848	
	第 13 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
十	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	第 14 項	② (新線構築物)	-	1	3	-
		③ (立体交差化施設)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
		-	1	12	-	
五	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	-	5	12	-		
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-	
	-	5	12	-		
⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-		
-	3	10	-			
条	第 15 項 (鉄道車両安全向上設備)	836,593	1	2	418,297	
		176,239	1	4	44,060	
	193,507	1	3	64,503		
	-	1	4	-		
	第 16 項 (低床車両)	255,910	1	3	85,303	
第 17 項 (新造車両)	7,088,553	1	2	3,544,277		
	529,928	2	3	353,285		
-	3	5	-			

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 18 項 (PFI 公共施設)	3,300,205	1	2	1,650,103
	第 19 項 (都市利便施設)	5,171,347	1	2	2,585,674
	第 20 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 21 項 (国立大学校舎)	-	4	5	-
	第 22 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
附	第 23 項 (都市鉄道利便増進施設)	4,068,633	1	2	2,034,316
	第 24 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	118,607	2	3	79,071
	第 25 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	47,796,827	1	2	23,898,414
	第 26 項 (鉄道事業再構築事業)	4,535,406	3	5	2,721,243
	第 27 項 (バイオ燃料製造設備)	23,088,326	1	2	11,544,116
	第 29 項 (公共アプリ導入促進設備)	-	1	4	-
	第 30 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	709,546	1	2	354,773
	第 31 項 (特定特殊自動車)	5,388	2	3	3,592
	第 32 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	-	3	4	-
	第 33 項 (津波対策に資する港湾施設等)	118,826	1	2	59,413
則	第 35 項 (津波避難施設等)	39,395	3	5	23,637
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	-	1	2	-
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	-	2	3	-
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	1,925,860	1	3	641,952
	旧 第 6 項 (緑化施設)	1,862,097	2	3	1,241,398
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	277,080	1	2	138,540
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	9,771	3	4	7,328
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	175,104	1	3	58,367
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	60,019	1	2	30,009
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	48,183	3	5	28,909
十	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	111,254	1	2	55,626
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	107,069	2	3	71,380
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	101,828	1	2	50,914
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	6,960,830	2	3	4,640,548
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	9,493	5	6	7,910
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	4,522,434	2	3	3,014,955
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	487,596	2	3	325,064
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	520,134	3	4	390,101
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	168,886	4	5	135,108
五	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	12,231	5	6	10,192
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	-	7	8	-
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	-	3	5	-
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	4	5	-
条	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	8,033	3	4	-
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
	旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	2,660,384	1	2	1,330,190
	旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	53,807	1	5	10,761
旧 第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	97,397	2	3	64,920	
旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	583,131	4	5	466,500	
旧 第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	565,587	4	5	452,469	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	①(立体交差化施設)	-	1	6	-	
		②(旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-	
		③(旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-	
	旧第18項	(家畜排せつ物管理施設)	8,569	2	3	5,713	
	旧第19項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2,960,038	3	4	-	
	旧第20項	(水力発電施設の魚道)	-	1	2	1,480,019	
	旧第20項	(電気通信信頼性向上設備)	14,652,401	2	3	-	
			1,394,511	5	6	12,209,785	
	旧第20項	(貨物鉄道に対する貸付資産)	91,706	4	5	1,115,603	
			2,485,992	1	3	30,569	
	旧第21項	(共同研究施設)	978,971	2	3	1,657,328	
			-	1	2	489,485	
	旧第26項	(バリアフリー化改良工事)	-	3	4	-	
			39,804	1	2	-	
	旧第28項	(障害発生防止電気通信設備)	-	2	3	26,536	
			-	5	6	-	
	旧第28項	(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-	
			-	3	4	-	
	旧第29項	(旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
			-	1	2	-	
	旧第31項	(牛処理衛生設備)	-	3	4	-	
-			1	2	-		
旧第32項	(ICカードを利用するための機械)	368,368	4	5	276,276		
		262,207	3	4	209,766		
旧第34項	(事業用太陽光発電設備)	2,527,560	2	3	1,685,038		
		-	4	5	-		
旧第36項	(公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
		-	1	2	-		
旧第37項	(一般廃棄物処理施設)	106,157	1	2	53,078		
		-	1	4	-		
旧第37項	(次世代通信網構築設備)	62,624	3	4	46,968		
		3,382,141	4	5	2,705,711		
旧第39項	(テレワーク電気通信設備)	8,690	2	3	5,792		
		1,007,091	2	3	671,394		
旧第45項	(地下駅火災対策)	49,043	2	3	32,695		
		-	1	2	-		
旧第54項	(鉄道再生事業)	-	1	4	-		
		-	1	3	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		①(三島特例)	32,848	1	2	16,424	
		三九 島条 の特 例三 と各 項と 三第 百の 四連 十乗	②(新線構築物)	-	1	6	-
			③(新線立体交差化施設)	-	1	3	-
			④(新造車両)	-	1	12	-
			⑤(新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑥(青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
			⑦(青函・本四 新線構築物)	-	1	3	-
			⑧(青函・本四 新線立体交差化)	-	1	12	-
			⑨(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	6	-
-	1		12	-			
-	1	18	-				
-	1	36	-				
-	1	72	-				
-	1	36	-				
-	1	16	-				
-	1	20	-				

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-	
			-	1 12	-	
			-	5 12	-	
			-	1 6	-	
			-	3 8	-	
			-	5 12	-	
			-	3 10	-	
			-	3 8	-	
			-	3 8	-	
法附則第十三条	第 1 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	① (承継特例)	5,415	3 5	3,248
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3 10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
法附則第十二條	第 2 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	(基盤整備事業)	-	-	-
			(三宅村特例)	-	1 2	-
			(能登半島地震特例)	-	1 2	-
			(新潟県中越沖地震特例)	-	1 2	-
			(立体交差化施設)	-	1 3	-
			(新潟県中越地震特例)	-	1 2	-
法附則第二十一条	第 12 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	(東日本大震災・津波被災)	14,277,622	1 2	7,138,811
			(東日本大震災・居住困難区域)	1,636	1 2	818
法附則第五十六条の二	第 4 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	-	1 3	-
			① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			② (新線構築物)	-	1 12	-
			-	1 6	-	
			③ (新線立体交差化施設)	-	1 24	-
			-	1 12	-	
			-	1 24	-	
			-	1 12	-	
			-	1 6	-	
			-	5 24	-	
-	3 16	-				
-	3 20	-				
合 計			721,595,441	-	349,863,265	

(3) 都市計

(その1) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	1,750,854	1	3	583,617
		(変電所・電気事業用)	827,254	2	3	551,503
第 2 項		(新線構築物)	998,273	3	4	748,706
		(新線立体交差化施設)	1,450,010	3	5	870,006
第 3 項		(ガス事業用資産)	4,996,697	1	3	1,665,565
		(農業協同組合等共同利用設備)	22,720,235	2	3	15,146,821
第 4 項		(外航船舶)	13,110	1	6	2,185
		(内航船舶)	18,814,394	1	3	6,271,465
第 5 項		(準外航船舶)	166,712,788	1	3	55,570,865
		(内航船舶)	83,022,605	2	3	55,348,344
第 6 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	22,793,854	1	2	11,396,913
		(内航船舶)	20,602,196	1	6	3,433,695
第 7 項		(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	1,263,454	1	4	315,863
		(内航船舶)	167,903,858	1	2	83,953,877
第 8 項		(国際路線用航空機)	2,674,580	1	6	445,760
		(離島路線用航空機)	-	1	5	-
第 9 項		(小型離島航空機)	-	2	15	-
		(日本放送協会)	-	1	10	-
第 10 項		(日本原子力開発機構)	-	1	3	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	2	3	-
第 11 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	82,675,892	1	2	41,339,252
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1,505,090	1	3	501,691
第 12 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	784,365	2	3	522,901
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 13 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 14 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	18	-
第 15 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	9	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	36	-
第 16 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	18	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	8	-
第 17 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	10	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 18 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	2	3	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	2	3	-
第 19 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	5	6	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	5,307,310	1	3	1,769,102
第 20 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	832,576	2	3	555,050
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	4,339,259	1	3	1,448,921
第 21 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	473,128	2	3	315,418
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	4,839,529	1	3	1,613,174
第 22 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	3,699,192	2	3	2,466,122
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	58,320,980	1	2	29,160,493
第 23 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	29,020,563	3	4	21,765,422
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1,045,268	1	4	261,317
第 24 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 25 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第 三	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	20,983,580	-	1	6	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	567,105	-	5	24	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	7,958,337	-	3	16	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	22,733,259	-	3	20	-
	第 26 項 (信用協同組合等)	-	1	3	6,994,530	
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	339,062	3	5	378,074	
	第 28 項 (中部国際空港株)	1,214,938	3	4	3,979,177	
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	297,036	3	5	11,366,630	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	30,557,940	1	2	-	
	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	529,484	4	5	423,587	
百	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	-	-	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	75,421	2	3	50,282	
	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	72,797	4	5	58,237	
四	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	879	1	2	439	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	14,920	1	3	4,973	
	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	14,632	2	3	9,754	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	7,614	1	6	1,269	
十	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	72,679	1	3	24,228	
	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	20,083	1	6	3,346	
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	48,709	1	2	24,353	
九	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	31,323	1	3	10,441	
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	10,316	1	6	1,719	
条	旧第 35 項 (自動車安全運転センター)	39,812	1	2	19,906	
	旧第 36 項 (自動車安全運転センター)	-	1	3	-	
	旧第 37 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
	旧第 38 項 (自動車安全運転センター)	-	1	2	-	
	旧第 39 項 (自動車安全運転センター)	642,643	1	3	214,211	
	旧第 40 項 (自動車安全運転センター)	40,357	1	6	6,725	
の	旧第 41 項 (自動車安全運転センター)	652,587	1	2	326,215	
	旧第 42 項 (自動車安全運転センター)	-	1	3	-	
	旧第 43 項 (自動車安全運転センター)	-	2	3	-	
	旧第 44 項 (自動車安全運転センター)	2,894	1	6	481	
三	旧第 45 項 (自動車安全運転センター)	15,198	1	3	5,066	
	旧第 46 項 (自動車安全運転センター)	-	3	4	-	
三	旧第 47 項 (自動車安全運転センター)	-	5	6	-	
	旧第 48 項 (自動車安全運転センター)	-	1	3	-	
	旧第 49 項 (自動車安全運転センター)	2,336	1	6	389	
	旧第 50 項 (自動車安全運転センター)	-	1	2	-	
三	旧第 51 項 (自動車安全運転センター)	211,349	1	6	35,226	
	旧第 52 項 (自動車安全運転センター)	181,849	1	3	60,617	
三	旧第 53 項 (自動車安全運転センター)	482,830	1	2	241,517	
	旧第 54 項 (自動車安全運転センター)	129,950	1	6	21,658	
三	旧第 55 項 (自動車安全運転センター)	6,114	1	2	3,057	
	旧第 56 項 (自動車安全運転センター)	2,185	2	3	1,457	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	17,307	1	2	8,654
		1,346,148	3	4	1,009,611
		8,918	5	6	7,431
		-	7	8	-
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	242,358,814	1	6	40,409,553
		98,781,078	1	3	32,925,029
		7,895,793	2	3	5,263,859
		24,150,056	1	2	12,075,029
		5,842,427	3	4	4,381,821
	第 3 項 (国内路線用航空機)	48,823	2	3	32,549
		-	2	5	-
	第 5 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	3	-
		-	4	5	-
第 6 項 (沖縄電力(株) (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	-	2	3	-	
	-	2	9	-	
	-	4	9	-	
	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
第 7 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	13,229	2	3	8,820	
	15,967	3	4	11,976	
第 8 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	-	3	5	-	
第 9 項 (高度テレビジョン放送施設)	30,016,166	3	4	22,512,605	
	1,524,511	2	3	1,016,342	
	8,321,199	1	2	4,160,595	
第 10 項 (雨水貯留浸透施設)	28,730	1	2	14,365	
	14,345	2	3	9,563	
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	392,776	2	3	261,852	
第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)	901,786	3	4	676,341	
第 13 項 (国際船舶)	-	1	18	-	
第 14 項 (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-	
	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	1	12	-	
	-	1	6	-	
	-	1	12	-	
第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
	-	1	3	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
	-	5	12	-	
第 14 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-	
	-	5	12	-	
	-	3	8	-	
第 14 項 (変・送電用資産)	-	3	10	-	
第 15 項 (鉄道車両安全向上設備)	1,181,338	1	2	590,669	
	262,956	1	4	65,739	
	42,308	1	3	14,103	
	211,370	1	4	52,843	
第 16 項 (低床車両)	-	1	3	-	
第 17 項 (新造車両)	600,696	1	2	300,348	
	18,826	2	3	12,551	
	-	3	5	-	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 18 項 (PFI 公共施設)	2,919,921	1	2	1,459,959
	第 19 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 20 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 21 項 (国立大学校舎)	42,283,059	4	5	33,826,447
	第 22 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 23 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
附	第 24 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	-	2	3	-
	第 25 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	-
	第 26 項 (鉄道事業再構築事業)	35,834,799	3	5	17,917,603
	第 27 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	-
	第 29 項 (公共アプリ導入促進設備)	789,496	1	2	394,748
	第 30 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	16,542	2	3	11,030
則	第 31 項 (特定特殊自動車)	2,076	3	4	1,557
	第 32 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	361,313	1	2	-
	第 33 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	3	5	216,787
	第 35 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	23,012,625	1	3	7,670,870
		3,053,577	2	3	2,035,719
第	旧 第 3 項 (公害防止設備)	2,019,596	1	2	1,009,800
		761,000	3	4	570,742
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	955,159	1	3	318,386
		329,270	1	2	164,633
		176,990	3	5	106,195
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	581,285	1	2	290,642
十	旧 第 6 項 (緑化施設)	990,822	2	3	660,545
		29,351	1	2	14,676
		-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	14,845,251	2	3	9,896,809
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	1,079,260	5	6	899,381
		2,149,052	2	3	1,432,694
五	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	686,016	2	3	457,344
	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	1,110,372	3	4	832,780
		165,574	4	5	132,461
		19,515	5	6	16,261
	旧第 10 項 (特定駐車場)	1,572	7	8	1,376
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
条	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	1	2	-
		-	4	5	-
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	4	-
		-	1	2	-
		247,124	2	3	164,749
	旧第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	5,159,484	1	2	2,579,742
十	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	118,303	1	5	23,661
	旧第 15 項 (広帯域加入者網構築設備)	135,477	2	3	90,315
	旧第 16 項 (有線テレビジョン放送施設)	217,215	4	5	173,802
	1,554,759	4	5	1,243,808	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条	旧第17項	①(立体交差化施設)	-	1	6	-	
		②(旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-	
		③(旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-	
	旧第18項	(家畜排せつ物管理施設)	1,794,625	2	3	1,196,417	
			128,488	3	4	96,366	
	旧第19項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧第20項	(水力発電施設の魚道)	-	2	3	-	
	旧第20項	(電気通信信頼性向上設備)	18,400,003	5	6	15,330,658	
			2,878,604	4	5	2,302,874	
	旧第20項	(貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-	
			-	2	3	-	
	旧第21項	(共同研究施設)	3,143	1	2	1,572	
			-	3	4	-	
	旧第26項	(バリアフリー化改良工事)	361,220	2	3	240,814	
		旧第28項	(障害発生防止電気通信設備)	906,177	5	6	755,144
	旧第28項	(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-	
			-	3	4	-	
	旧第29項	(旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第31項	(牛処理衛生設備)	307,846	1	2	153,923	
	旧第32項	(ICカードを利用するための機械)	641,011	3	4	480,756	
			247,058	4	5	197,638	
旧第34項	(事業用太陽光発電設備)	6,061,281	2	3	4,040,853		
旧第36項	(公共荷さばき施設)	-	1	2	-		
旧第37項	(一般廃棄物処理施設)	1,177,504	1	2	588,752		
		8,878,856	1	4	2,219,714		
旧第37項	(次世代通信網構築設備)	1,167,614	3	4	875,711		
		3,877,098	4	5	3,101,667		
旧第39項	(テレワーク電気通信設備)	35,674	2	3	23,781		
旧第45項	(地下駅火災対策)	-	2	3	-		
旧第46項	(地下浸水対策)	-	2	3	-		
旧第54項	(鉄道再生事業)	-	1	2	-		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		①(三島特例)	977,546	1	2	488,773	
	三九 島条 の特 例三 と各 項と 三第 百の 四連 十乗	②(新線構築物)		-	1	6	-
				-	1	3	-
				-	1	12	-
				-	1	6	-
				-	1	4	-
				-	1	3	-
				-	1	12	-
				-	1	6	-
③(新線立体交差化施設)		-	1	12	-		
		-	1	6	-		
④(新造車両)		-	1	4	-		
		-	1	3	-		
⑤(新幹線鉄軌道用資産)		-	1	12	-		
		-	1	6	-		
⑥(青函・本四 鉄道施設)		-	1	12	-		
		-	1	36	-		
⑦(青函・本四 新線構築物)		-	1	18	-		
		-	1	72	-		
⑧(青函・本四 新線立体交差化)		-	1	36	-		
		-	1	16	-		
⑨(青函・本四 変・送電用資産)		-	1	20	-		
		-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			-	1 3	-	
			-	1 12	-	
			-	5 12	-	
			-	1 6	-	
			-	3 8	-	
			-	5 12	-	
			-	3 10	-	
			-	3 8	-	
			-	3 8	-	
法附則第十三条の三	第 1 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	① (承継特例)	11,359	3 5	6,813
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3 10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
法附則第十二條の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	(基盤整備事業)	4,614	-	2,308
			(三宅村特例)	-	1 2	-
			(能登半島地震特例)	-	1 2	-
			(新潟県中越沖地震特例)	104,461	1 2	52,231
			(立体交差化施設)	-	1 3	-
			(新潟県中越地震特例)	4,517	1 2	2,258
法附則第五十六条	第 12 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	(東日本大震災・津波被災)	53,557,690	1 2	26,778,844
			(東日本大震災・居住困難区域)	458,700	1 2	229,350
法附則第五十六条の二	第 4 項	三島特例と法第二百四十条の三各項との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	13,234	1 3	4,411
			① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			② (新線構築物)	-	1 12	-
			-	1 6	-	
			③ (新線立体交差化施設)	-	1 24	-
			-	1 12	-	
			-	1 24	-	
			-	1 12	-	
			-	1 6	-	
			-	5 24	-	
-	3 16	-				
-	3 20	-				
合 計			1,464,947,277	-	648,472,840	

(4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	501,341	1	3	167,114
		(変電所・電気事業用)	444,039	2	3	296,024
第 2 項		(新線構築物)	212,692	3	4	159,519
		(新線立体交差化施設)	24,879	3	5	14,926
第 3 項	(ガス事業用資産)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)		5,301,194	1	6	883,533
			-	1	3	-
第 5 項	(外航船舶)		5,329,857	1	3	1,776,751
			2,812,233	2	3	1,874,945
第 6 項	(内航船舶)		23,276,329	1	2	11,638,170
			3,647,018	1	6	607,835
第 7 項	(離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))		1,939,331	1	4	484,833
			38,717,775	1	2	19,359,081
第 8 項	(国際路線用航空機)		204,617	1	6	34,103
			-	1	5	-
第 9 項	(離島路線用航空機)		-	2	15	-
			-	1	10	-
第 10 項	(日本放送協会)		-	1	3	-
			-	2	3	-
第 11 項	(日本原子力開発機構)		-	1	4	-
			23,990,329	1	2	11,995,451
第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		17,691,805	1	3	5,897,266
			11,965,458	2	3	7,976,960
第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)		-	1	6	-
			-	1	3	-
第 14 項	② (青函・本四 新線構築物)		-	1	6	-
			-	1	18	-
第 15 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)		-	1	9	-
			-	1	36	-
第 16 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)		-	1	18	-
			-	1	8	-
第 17 項	(河川事業鉄軌道用資産)		-	1	10	-
			-	1	6	-
第 18 項	(宇宙航空研究開発機構)		-	2	3	-
			-	1	3	-
第 19 項	(海洋研究開発機構)		7,616,705	5	6	-
			1,375,092	1	3	2,538,902
第 20 項	(熱供給事業用資産)		-	2	3	916,729
			-	1	3	-
第 21 項	(水資源機構)		-	2	3	-
			2,155,841	1	3	718,613
第 22 項	① (特定地方交通線)		36,749	2	3	24,500
			38,532,025	1	2	19,266,124
第 23 項	② (新線構築物)		146,475	3	4	109,856
			-	1	4	-
第 24 項	③ (新線立体交差化施設)		-	1	12	-
			-	1	6	-
第 25 項			-	1	24	-
			-	1	12	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	2,128,360	-	1	6	-
	第 22 項 (科学技術振興機構)	258,382	-	5	24	-
	第 24 項 (関西国際空港株)	581,818	-	3	16	-
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	-	3	20	-
	第 26 項 (信用協同組合等)	34,859	-	1	3	709,547
	第 27 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	45,957	-	2	3	172,256
	第 28 項 (中部国際空港株)	-	-	1	2	290,909
	第 29 項 (外国貿易用コンテナ)	-	-	1	2	-
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	1	4	-
	百	旧第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	24,800	-	1	2
旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)		4,145	-	3	5	20,915
旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)		-	-	3	4	34,468
三	旧第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	-	3	5	-
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	14,612	-	1	2	-
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	2,807	-	4	5	-
十	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	6,043	-	-	-	-
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	-	-	2	3	16,533
	旧第 30 項 (情報通信研究機構)	-	-	4	5	3,316
九	旧第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	-	-	1	2	-
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	-	1	3	-
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	827	-	1	3	4,871
条	旧第 32 項 (自動車安全運転センター)	27,072	-	1	6	468
	旧第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	-	-	1	2	3,021
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	3	-
の	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	6	-
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	2	-
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	3	-
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	60,796	-	1	6	20,264
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3,044	-	1	6	507
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	50,910	-	1	2	25,456
三	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	1	3	-
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	2	3	-
	旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	-	2	3	-

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項 (倉庫等)	60,613	1	2	30,307	
		246,890	3	4	185,167	
		-	5	6	-	
		-	7	8	-	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	40,599,408	1	6	6,766,249	
		12,548,867	1	3	4,182,943	
		887,252	2	3	591,501	
		3,508,939	1	2	1,754,470	
		399,723	3	4	299,791	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	35,599	2	3	23,733	
	-	2	5	-		
	第 5 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	3	-	
		-	4	5	-	
第 6 項 (沖繩電力(株) 変・送電用資産)	(沖繩電力(株))	-	2	3	-	
	-	2	9	-		
	-	4	9	-		
附	第 7 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	2	-	
		-	3	3	-	
	第 8 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
		-	3	5	-	
	第 9 項 (高度テレビジョン放送施設)	8,641,899	3	4	6,480,473	
		577,861	2	3	385,240	
	第	第 10 項 (雨水貯留浸透施設)	3,281,565	1	2	1,640,776
			-	1	2	-
		-	2	3	-	
		第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	7,592	2	3	5,062
第 12 項 (鉄道駅総合改善事業)		-	3	4	-	
第 13 項 (国際船舶)		-	1	18	-	
十		① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
	-		1	6	-	
	-		1	3	-	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
		-	1	12	-	
五	第 14 項 ③ (立体交差化施設)	-	1	6	-	
		-	1	12	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-	
		-	3	8	-	
⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-		
条	第 15 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	3	8	-	
		-	3	8	-	
	-	3	10	-		
	第 16 項 (低床車両)	-	1	2	-	
		-	1	4	-	
	第 17 項 (新造車両)	-	1	3	-	
		-	1	4	-	
2,132		1	2	1,066		
-	2	3	-			
-	3	5	-			

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 18 項 (PFI 公共施設)	74,234	1	2	37,117
	第 19 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 20 項 (成田国際空港(株))	-	3	5	-
	第 21 項 (国立大学校舎)	1,120,627	4	5	896,502
	第 22 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 23 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
附	第 24 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	-	2	3	-
	第 25 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	1	2	-
	第 26 項 (鉄道事業再構築事業)	5,601,914	3	5	2,800,899
	第 27 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	-
	第 29 項 (公共アプリ導入促進設備)	-	1	2	-
	第 30 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	-	2	3	-
則	第 31 項 (特定特殊自動車)	-	3	4	-
	第 32 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	39,206	1	2	23,524
	第 33 項 (津波対策に資する港湾施設等)	-	3	5	-
	第 35 項 (津波避難施設等)	-	1	2	-
	旧 第 3 項 (公害防止設備)	1,430,827	1	3	476,942
		9,583	2	3	6,389
第		192,814	1	2	96,405
	旧 第 5 項 (公共危害防止構築物)	-	3	4	-
		253,574	1	3	84,525
		5,489	1	2	2,745
		116,810	3	5	70,086
	旧 第 6 項 (公害防止優良更新施設)	6,698	1	2	3,350
十	旧 第 6 項 (緑化施設)	-	2	3	-
		-	1	2	-
		-	1	3	-
	旧 第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	498,665	2	3	332,443
	旧 第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	292	5	6	243
		-	2	3	-
五	旧 第 8 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	18,231	2	3	12,154
		314,503	3	4	235,878
		17,859	4	5	14,287
	旧第 10 項 (特定駐車場)	-	5	6	-
		-	7	8	-
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
条		-	1	2	-
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
		-	1	2	-
		-	2	3	-
	旧第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
	995,700	1	5	199,140	
	2,966	2	3	1,978	
	47,982	4	5	38,381	
	299,122	4	5	239,298	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 法 附 則 第 十 五 条 の 二	旧第17項	①(立体交差化施設)	-	1	6	-
		②(旧交納付金法附則第19項)	-	-	-	-
		③(旧交納付金法附則第20項)	-	-	-	-
	旧第18項	(家畜排せつ物管理施設)	3,340,504	2	3	2,226,518
			101,251	3	4	75,939
	旧第19項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-
	旧第20項	(水力発電施設の魚道)	-	2	3	-
	旧第20項	(電気通信信頼性向上設備)	5,133,767	5	6	4,277,909
			306,408	4	5	245,133
	旧第20項	(貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-
			-	2	3	-
	旧第21項	(共同研究施設)	-	1	2	-
			-	3	4	-
	旧第26項	(バリアフリー化改良工事)	50,232	2	3	33,488
	旧第28項	(障害発生防止電気通信設備)	109,922	5	6	91,540
	旧第28項	(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-
			-	3	4	-
	旧第29項	(旧交納付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第31項	(牛処理衛生設備)	48,158	1	2	24,079
	旧第32項	(ICカードを利用するための機械)	34,668	3	4	25,998
			343,062	4	5	274,809
	旧第34項	(事業用太陽光発電設備)	2,494,011	2	3	1,662,808
	旧第36項	(公共荷さばき施設)	-	1	2	-
	旧第37項	(一般廃棄物処理施設)	3,209	1	2	1,604
			531,658	1	4	132,914
	旧第37項	(次世代通信網構築設備)	294,608	3	4	220,953
			138,686	4	5	110,950
旧第39項	(テレワーク電気通信設備)	174	2	3	117	
旧第45項	(地下駅火災対策)	-	2	3	-	
旧第46項	(地下浸水対策)	-	2	3	-	
旧第54項	(鉄道再生事業)	-	1	2	-	
第1項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		①(三島特例)	2,127,036	1	2	1,063,517
	三九 島条 特例 三各 と法 第 三 百 四 連 十乗	②(新線構築物)	-	1	6	-
		③(新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④(新造車両)	-	1	12	-
		⑤(新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥(青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦(青函・本四 新線構築物)	-	1	3	-
		⑧(青函・本四 新線立体交差化)	-	1	12	-
		⑨(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	6	-
	-	1	12	-		
	-	1	36	-		
	-	1	18	-		
	-	1	72	-		
	-	1	36	-		
	-	1	16	-		
	-	1	20	-		

(その6) (単位:千円)

区 分			決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法附則第十五条の二	第 2 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 6	-
			⑪ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 3	-
			⑫ (雪崩・落石等対策設備)	-	1 12	-
			⑬ (変・送電用資産)	-	5 12	-
			⑭ (変・送電用資産)	-	1 6	-
法附則第十三条	第 1 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	① (承継特例)	5,007	3 5	3,005
			② (旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
			③ (三島特例)	-	3 10	-
			④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-
法附則第十二条	第 2 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	(基盤整備事業)	-	-	-
			(三宅村特例)	-	1 2	-
			(能登半島地震特例)	-	1 2	-
			(新潟県中越沖地震特例)	25,029	1 2	12,515
			(立体交差化施設)	-	1 3	-
法附則第二十一条	第 12 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	(新潟県中越地震特例)	-	1 2	-
			(東日本大震災・津波被災)	4,935,797	1 2	2,467,902
			(東日本大震災・居住困難区域)	-	1 2	-
法附則第五十六条の二	第 4 項	三島特例と法第二百四十九条の三各項との連乗	② (被災代替鉄道施設等)	-	1 3	-
			① (被災特定地方交通線)	-	1 4	-
			② (新線構築物)	-	1 12	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1 6	-
			④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1 24	-
			⑤ (変・送電用資産)	-	1 12	-
			⑥ (変・送電用資産)	-	1 24	-
			⑦ (変・送電用資産)	-	1 6	-
			⑧ (変・送電用資産)	-	5 24	-
			⑨ (変・送電用資産)	-	3 16	-
合 計			291,253,089	-	129,027,356	